

20

処分庁は、再三に渡って収入に係る挙証資料の提出について指導指示を行っていたにもかかわらず、請求人がこれに従わないことを理由に本件処分を行った。

これに対し請求人は、挙証資料を処分庁に提出し指導指示には従っている。また、保護がないと生活することができないことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人に対し、平成16年10月1日付けで保護を開始したこと。
- (2) 処分庁は、平成17年1月4日に、請求人宅を訪問し、老齢厚生年金の申請を早急に行うよう口頭で指導したこと。
- (3) 処分庁は、平成17年2月4日、請求人宅を訪問し、老齢厚生年金申請を行ったとの報告を受けたこと。その際、社会保険事務所から証書が届いたら報告するよう口頭で指示し、老齢厚生年金の遡及支給があった場合には費用返還の対象になることを説明したこと。
- (4) 処分庁は、平成17年6月29日から平成18年8月4日にかけて、訪問又は請求人来庁の際、老齢厚生年金の裁定請求及び挙証資料の提出を7回に渡り口頭で指導したこと。
- (5) 請求人は、平成18年8月11日に処分庁を訪れ、老齢厚生年金に係る挙証資料を処分庁に提出したこと。

これに対し処分庁は、同月23日付けで、平成17年12月より受給した老齢厚生年金について法第78条に基づく費用徴収を決定し、 円の返還を命じたこと。

- (6) 処分庁は、平成19年10月12日に、課税調査の結果に疑義が生じていることから、請求人に対し、老齢基礎年金が振り込まれている通帳を持ち来庁するよう電話で指示したこと。
- (7) 処分庁は、請求人から挙証資料の提出がないため、平成19年11月26日に請求人宅を訪問したこと。

その際、請求人は、老齢基礎年金を平成18年8月から受給していることを認めたこと。

処分庁は、同日中に挙証資料を提出するよう口頭で指示したこと。

- (8) 処分庁が、平成20年2月15日に請求人宅を訪問した際、請求人から未申告の老齢基礎年金に係る収入申告書の提出があったこと。そして処分庁は、請求人に対し、今後わずかな収入であっても申告するよう口頭で指導したこと。
- (9) 処分庁は、平成20年2月21日付けで、請求人が平成18年8月から受給して

いた老齢基礎年金について法第78条に基づく費用徴収を決定し、[REDACTED] 円の返還を命じたこと。

(10) 処分庁は、平成21年9月15日に請求人宅を訪問した際、平成20年中に受給した企業年金が未申告であることが判明したこと。

(11) 処分庁は、平成21年9月18日付けで、請求人が平成20年中に受給した企業年金について法第78条に基づく費用徴収を決定し、請求人に [REDACTED] 円の返還を命じたこと。

(12) 処分庁は、平成22年3月30日に、請求人宅を訪問したこと。その際、平成21年10月に受給した企業年金について未申告であることが判明し、請求人に対し、早急に挙証資料を提出するよう口頭指導したと主張していること。

これに対し、請求人は、担当ケースワーカー交代の引継ぎのみの訪問だったと主張していること。

(13) 処分庁は、平成22年4月2日、平成21年中の企業年金に係る収入申告がないことから、請求人に対し法第27条に基づく文書指導を行ったこと。

その文書には次のことが記載されていたこと。

指導事項

企業年金の支払い通知書及び企業年金が振り込まれた通帳を持参の上、4月9日（金）の午前11時に必ず来所してください。

なお、上記指示事項が履行されない際には、生活保護法第62条による保護の停止又は廃止となる場合がありますので、ご了承ください。

(14) 請求人は、文書指示期日の平成22年4月9日には、処分庁へ来庁しなかったこと。

(15) 処分庁は、平成22年4月13日に、請求人に対し再度法第27条に基づく文書指導を行ったこと。

そして、その文書には次のことが記載されていたこと。

指導事項

企業年金の支払い通知書及び企業年金が振り込まれた通帳を持参の上、4月16日（金）の午前8時30分に必ず来所してください。

なお、上記指示事項が履行されない際には、生活保護法第62条による保護の停止又は廃止となる場合がありますので、ご了承ください。

(16) 請求人は、文書指示期日の平成22年4月16日には、処分庁へ来庁しなかったこと。

(17) 処分庁は、平成22年4月16日付で、認定事実(13)(15)の指導指示違反を理由として、請求人に対し法第62条に基づき保護を廃止する旨通知したこと。その通知には次のことが記載されていたこと。

- ① 生活保護廃止期日
平成22年5月1日
- ② 廃止事由
生活保護法第27条の規定に基づき、主に対し口頭及び文書による指導・指示を行ってきたものであるが、主は度重なる指導・指示に従わなかったため、法第62条3項の規定に基づき生活保護を廃止とする。
- ③ 弁明の機会について
この法第62条の規定に基づく保護の廃止通知に対しては、福祉事務所から行った指導・指示に従わなかったことについての弁明の機会があります。
- ④ 来所指示日 平成22年4月30日(金)午後4時

(18) 請求人は、平成22年4月19日に、審査請求代理人(以下「代理人」という。)とともに処分庁を訪れ、企業年金連合会老齢年金振込通知書(以下「企業年金通知書」という)の提出をしたこと。

処分庁はそれを受け取ったこと。また、その企業年金通知書には、次のことが記載されていたこと。

- ① 支払者 企業年金連合会理事長
- ② 発行日 平成21年1月13日
- ③ 年金の支払予定年月日 平成21年10月1日
(平成20年10月より平成21年9月分まで。)
- ④ 差引き支給額 XXXXXXXXXX円
- ⑤ 年金証書番号 XXXXXXXXXX

(19) 請求人は、平成22年4月30日に、弁明のため代理人と共に処分庁を訪れたこと。

(20) 処分庁は、請求人の弁明について、指導指示に従わなかったことに対する合理的な説明はなかったとして、同日付けで本件処分をしたこと。

2 判断

(1) ア 法第4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている。

イ そして、法第8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、同条2項によれば、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている。

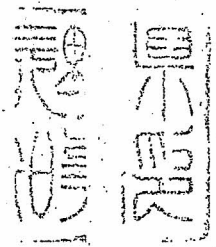
これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって、要保護者各々について具体的に確定され、そしてその保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足部分について補完的に保護されることを定めているものである。

ウ また、保護の決定にあたって、法第61条によれば、被保護者は収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならないとされている。

エ 上記届出義務を履行しない場合について、法第27条によれば、保護の実施機関は被保護者に対して、保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」とされている。

オ この指導指示について法第62条1項によれば、被保護者は、保護の実施機関が法第27条の規定に基づき必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないと規定し、また、同条第3項で被保護者がこれらの指導指示に従わない時は、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」とされている。

オ なお、保護の変更、停止又は廃止とは別に、法第78条によれば、被保護者が申告義務を怠り不正な手段により保護を受けた場合、その費用の全部又は一部をその者から徴収できるとし、その扱いについて、生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第033001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、「届出又は申告について口頭又は文書による指導指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」等の状況が認められる場合に適用するとされている。

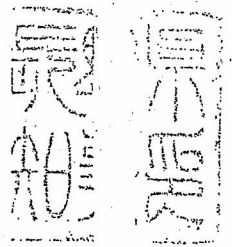


(2) そこで、これを本件についてみると、処分庁は、請求人の収入未申告に対して、認定事実(20)のとおり法第62条第3項の規定に基づいて本件処分を行ったものである。

確かに請求人は指定期日には来庁しなかったが、認定事実(18)に記載のとおり、後日代理人とともに処分庁を訪れ、企業年金通知書を処分庁に提出している。

認定事実(13)、(15)の指導指示の趣旨は、被保護者の収入を適切に把握するため収入認定の根拠となる資料の提出を求めるものであるから、年金の振込まれた通帳の提出はなかったものの、当該企業年金通知書には、年金の支払予定日及び振込額が記載されており、そのみであっても収入認定の根拠に足るものである。

請求人が収入申告を怠ったことは違法であり、法第78条による費用返還義務は免れないものと認められるが、収入認定の根拠書類を提出し、法第27条に基づく指導指示に実質的に従っているため、指導指示違反を理由とした本件処分は不適法である。



以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成22年7月29日

長野県知事 村井



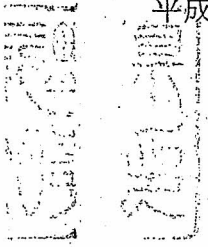
この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成22年7月29日



長野県知事 村 井

